

議案第 10 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
の一部改正について

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 30 年 6 月 6 日提出

市川市長 村 越 祐 民

市川市条例第 号

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例
の一部を改正する条例

市川市急病診療・ふれあいセンターの設置及び管理に関する条例（平成 16 年条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第 7 章 市川市大洲デイサービスセンター（第 29 条－第 35 条）
第 8 章 市川市障害者地域生活支援センター（第 36 条－第 41 条）
第 9 章 市川市急病診療・ふれあいセンター自動車駐車場（第 42
第 10 章 補則（第 47 条－第 49 条）

「第 7 章 市川市障害者地域生活支援センター（第 29 条
を 第 8 章 市川市急病診療・ふれあいセンター自動車駐車
条－第 46 条） 第 9 章 補則（第 40 条－第 43 条）

」
－第 34 条）

場（第 35 条－第 39 条）に改める。

」

第 1 条中「高齢者に対する通所介護等」を「子育て世帯、高齢者」に改める。

第3条中第6号を削り、第7号を第6号とし、第8号を第7号とし、第9号を第8号とする。

第4条の表市川市大洲デイサービスセンターの項を削る。

第7章を削る。

第8章中第36条を第29条とし、第37条から第40条までを7条ずつ繰り上げる。

第41条第1号中「第37条」を「第30条」に改め、第8章中同条を第34条とする。

第8章を第7章とする。

第9章中第42条を第35条とし、第43条から第46条までを7条ずつ繰り上げ、同章を第8章とする。

第10章中第47条を第40条とし、第47条の2を第41条とし、第48条を第42条とする。

第49条中「、第31条第1項」を削り、「第42条第1項」を「第35条第1項」に改め、第10章中同条を第43条とする。

第10章を第9章とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 平成31年4月1日(以下「施行日」という。)前に改正前の第30条第1項の規定による承認を受け、市川市大洲デイサービスセンター(以下「センター」という。)を利用した者に係る改正前の第31条第1項の規定によるセンターの使用料を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

3 施行日前に改正前の第35条第4項の規定により読み替えて適用する改正前の第30条第1項の規定による承認を受け、センターを利用した者に係る改正前の第35条第4項の規定により読み替えて適用する改正前の第31条

第1項の規定によるセンターの利用に係る料金を納入しなければならない義務については、なお従前の例による。

4 施行日前にセンターの施設又は設備を壊し、汚し、又は失わせたものに係る改正前の第47条の規定による当該施設又は設備を原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない義務については、なお従前の例による。

5 施行日前にした行為（センターを利用した者に係る行為に限る。）に対する過料の規定の適用については、なお従前の例による。

（市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

6 市川市老人デイサービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成5年条例第31号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項を削る。

理 由

大洲デイサービスセンターについて、高齢者福祉サービスの更なる充実を図るため、民間事業者にその運営を引き継ぐことから、公の施設としての供用を廃止する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。